

議案第88号

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に鑑み先端設備等に係る市税の特例措置の適用期限を延長するとともに、中小企業等経営強化法の一部改正等に伴い所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例の一部を改正する
条例

福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例（平成30年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）」を「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）」に、「第36条第1項」を「第2条第1項」に改め、同条第2号中「第36条第1項」を「第2条第14項」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に、「附則第62条」を「（昭和25年法律第226号）附則第64条」に改め、「事業の用に供する」を削り、同号を同条第3号とする。

第4条中「特定機械装置等並びに」を削り、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項ただし書中「特定機械装置等並びに」を削り、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

- (1) 第2条第3号を削る改正規定, 同条第4号を同条第3号とする改正規定, 第4条及び附則第2項ただし書の改正規定(「特定機械装置等並びに」を削る部分に限る。)並びに次項の規定 令和3年4月1日
 - (2) 第2条第1号及び第2号の改正規定, 同条第4号の改正規定(「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め, 「事業の用に供する」を削る部分に限る。), 第4条及び附則第2項ただし書の改正規定(「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める部分に限る。)並びに附則第3項の規定 規則で定める日
(経過措置)
- 2 附則第1項第1号に掲げる改正規定による改正前の福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例第2条第3号に掲げる特定機械装置等に係る同条例第4条の規定による課税の特例の適用については, なお従前の例による。
 - 3 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正前の福岡市中小企業の生産性向上のための設備投資の促進に関する条例第2条第3号に掲げる家屋及び構築物に係る同条例第4条の規定による課税の特例の適用については, なお従前の例による。